

国鉄改革完遂！
当たり前労働運動
を前進させよう！

JR東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

JR東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町68
NTT 054-284-3608
FAX 054-284-6365
発行責任者 半場 弘恭
2022年 9月27日 No. 10

規程の
訂正時間

「未払い賃金請求」事情聴取

超勤認められず苦情処理申告

苦情処理会議は開催されず！

地本は、組合員3名が社長宛に配達証明で請求した「未払い賃金請求」に対し、会社が組合員を呼び出し事実確認したことは圧力行為であり、事情聴取であることから会社業務にあたるとして『申2号』を申し入れてきました。

申し入れに対し会社は9月1日、「事実確認であり、本人の請求に対して回答したまで、業務ではない」「超過勤務手当は支払わない」と回答しました。

3名は苦情申告をしましたが、9月12日会社幹事が開催を拒み苦情処理会議は開催することができませんでした。

事情聴取は、会社が一方的に呼びつけ、会社業務の一環としておこなわれた立派な労働であるため賃金を支払うべきです。またしても、発生した未払い賃金に対し、会社は問題の解決のテーブルに立とうとしませんでした。このような強権的な姿勢は許すことはできません！